

事務所管理 R4(報酬請求) Ver. 21. 11 のリリース

所得の内訳書の様式変更等に対応した 事務所管理 R4(報酬請求) Ver. 21. 11 をリリースいたします。

※本バージョンでは支払調書、および所得の内訳書の自動作成時の計算不正の障害対応が含まれていません。Ver. 21. 1 で支払調書や所得の内訳書を作成する場合は、Ver. 21. 11 にバージョンアップしてから実行してください。

Ver. 21. 10 で既に作成済みの支払調書や所得の内訳書は、Ver. 21. 11 にバージョンアップしても集計された金額は補正されません。

1. 発行プログラム

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
事務所管理 R4 (報酬請求)	Ver. 21. 11	Ver. 21. 10

2. プログラムの提供方法

2-1. E i ボードダウンロードマネージャー、マイページのダウンロード公開

2022 年 1 月 11 日 (火)

2-2. 出荷切替

2022 年 1 月 17 日 (月)

3. 所得の内訳書の様式変更の対応内容(改版対応)

所得の内訳書の様式変更 (以下の項目名の表記変更) に伴うフォーム出力に対応しました。

(変更前)

所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号

↓

(変更後)

所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号

なお、法人番号の取込については未対応です (フォーム変更のみの対応です)

4. 発生障害の対応内容

Ver. 21.10 で確認された、支払調書および所得の内訳書の自動作成時の集計不正に関する次の現象に対応しました

4-1. 支払調書：立替金の報酬伝票についても支払金額の集計に含まれる

現象：

支払調書の支払金額の計算で、性質が「立替金」の細目で登録した報酬伝票分も集計に含まれる。

4-2. 所得の内訳書：立替金の報酬伝票についても収入金額の集計に含まれる

現象：

所得の内訳書の収入金額の計算で、性質が「立替金」の細目で登録した報酬伝票分も集計に含まれる。

4-3. 所得の内訳書：当年分で作成したとき、収入金額または源泉税額が不正となる

現象：

所得の内訳書を「対象期間：当年分」で自動作成したとき、収入金額または源泉徴収税額が正しく計算されない。

発生条件：

会計事務所基本情報の設定が、次の条件を全て満たす場合、「対象期間：当年分」を指定して自動作成した所得の内訳書で発生します。

- ・「事務所区分：会計事務所」の場合
 - ※税理士法人の場合は、所得の内訳書は作成しません（できません）
- ・「金額の出力方法：入金された分を出力する」の場合
 - ※収入金額の計算が不正になる条件です。
- ・「源泉所得税等の出力方法：入金された分を出力する」の場合
 - ※源泉徴収税額の計算が不正になる条件です。
- ・「入金された分出力方法：年の売上に対する入金のみを出力する」のチェックがオフの場合

5. 支払調書の発生障害対応プログラムの先行公開について

Ver. 21.11 に対応予定の発生障害のうち、前述の「4-1. 支払調書：立替金の報酬伝票についても支払金額の集計に含まれる」の障害について、Ver. 21.11 の公開までの間に支払調書が作成できるように、差替用の対応プログラムファイルを、報酬請求 R4 のサポートメニュー内のお役立ち Tools のページより提供します。

5-1. 公開日時

2021 年 12 月 17 日（金）9:00～

報酬請求のサポートページの「お役立ち Tools」→「修正プログラムファイル」→「Ver. 21.10 用障害対応プログラムファイル」より公開します。

なお、Ver. 21.11 公開の 1 週間後くらいを目途にクローズします。（1/20 前後を予定）

5-2. 適用対象バージョン

Ver. 21.10

5-3. 提供ファイルの適用方法

お役立ち Tools よりダウンロード提供しますファイルと、同一名のファイルが報酬請求のプログラムフォルダー内に存在しますので、上書きコピーしてください（プログラムのバージョンは Ver. 21.10 のまま変更しません）。

報酬請求のプログラムフォルダー：

→Program Files(x86)¥Epson¥R4¥hoshu_1 ※ 32bitOS は、Program Files¥～

以上、よろしく願いたします。